

平成27年 第7回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 9月18日 開会

美 瑛 町 議 会

平成27年第7回美瑛町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成27年第7回美瑛町議会定例会

平成27年9月18日午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 5 議案第 4 号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について
- 第 6 議案第 5 号 平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について
- 第 7 議案第 6 号 平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第 7 号 教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 8 号 請負契約の締結について
- 第10 議案第 9 号 平成26年度美瑛町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第11 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第12 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第13 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第14 認定第 1 号 平成26年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 2 号 平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 3 号 平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第 4 号 平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第 5 号 平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第 6 号 平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第20 認定第 7 号 平成26年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 第21 認定第 8 号 平成26年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 第22 報告第 1 号 債権の放棄について
- 第23 発議第 1 号 美瑛町議会会議規則の一部改正について
- 第24 発議第 2 号 美瑛町議会傍聴規則の一部改正について
- 第25 選挙第 1 号 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第26 意見書案第9号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について

- 第 2 7 意見書案第 10 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
- 第 2 8 意見書案第 11 号 道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態
に応じた高校づくりの実現を求める意見書について
- 第 2 9 議員の派遣について
- 第 3 0 所管事務調査の申し出について

○出席議員（14名）

1番	福原輝美子	議員
2番	中村俱和	議員
3番	京屋愛子	議員
4番	八木幹男	議員
5番	佐藤晴観	議員
6番	沢尻健	議員
7番	野村祐司	議員
8番	大坪正明	議員
9番	角和浩幸	議員
10番	穂積力	議員
11番	桑谷覺	議員
12番	佐藤剛敏	議員
13番	杉山勝雄	議員
議長	14番 濱田洋一	議員

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	浜田哲君
副町長	塚田聡仁君
会計管理者	太田茂夫君
総務課長	石井典夫君
政策調整課長	鈴木貴久君
税務課長	古本彰君
住民生活課長	山田厚誠君
保健福祉課長	小杉昌敏君
保健センター所長	中島二郎君
保健福祉課参事	田中繁美君
経済文化振興課長	嵯城和彦君
文化スポーツ推進室長	今瀧毅君
農林課長	大西能正君
建設水道課長	三田村尚樹君
水道整備室長	保田仁君
町立病院事務局長	平間克哉君
総務課財政係長	竹本匡志君
教育委員長	大西宣充君
教育長	千葉茂美君
管理課長	宮崎敏行君
図書館長	野崎千恵君
農業委員会会長	川崎章道君
農業委員会事務局長	東本浩昭君
代表監査委員	有富武君
監査事務長	新村猛君

○書記

事務局長 今野聖貴君
係長 高島和浩君

開議挨拶

○議長（濱田洋一議員） はい、皆さんおはようございます。定例会のですね最終日ということでありまして、よろしくお願いを申し上げます。昨日、参議院の委員会を見てましたら、久しぶりに乱闘騒ぎというとういような、一步手前のような状況が久しぶりに見たなど。あそこまでやるもんだなという思いをしました。私どもですね、今回決算委員会の立ち上げというようなこともあります。どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。また、チリですね津波が太平洋側にちょっと影響があると。出てくる段階では40センチから5センチぐらいというふうな津波が今上がったというふうな話でありました。何事もですね無いように祈るというばかりであります。美瑛町はですね中央部で、本当にいろんな意味で雨は多少ありますが、安心をして住める町だなど、改めて安堵の思いをしました。それでは、ただ今から開会をしたいと思っております。

開議宣告

○議長（濱田洋一議員） 本日の会議を開きます。ただ今の出席議員は14人です。

事件撤回請求について

○議長（濱田洋一議員） 本日の議事日程は印刷物で配布のとおりであります。議案第8号、請負契約の締結の件について、昨日お手元に配布をいたしました事件撤回請求書のとおり撤回をしたい旨の請求が町長からありました。議案第8号においては、まだ議題に供しておりません。会議規則第20条の規定により、議長が議案第8号、請負契約の締結について撤回の件を許可をいたしました。したがって、配布済みの議事日程より、議案第8号に係る日程第9、これを削除したいと思います。お願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（濱田洋一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番野村祐司議員と13番杉山勝雄議員を指名します。

日程第2 議案第1号 美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の制定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） おはようございます。議案第1号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集につきましては1頁から5頁になります。本条例の制定につきましては、平成25年に制定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、町が独自に行う行政手続について条例の制定が必要とされることから、本条例を制定するものでございます。施行期日は平成28年1月1日でございます。最初に議案を朗読し、その後、条例制定の趣旨及び規定内容などの説明をいたします。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、資料の条例制定の要旨によりご説明をいたします。資料の1頁をお開きいただきたいと思います。1番目の条例制定の要旨でございますけれども、条例手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法において規定されていない美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例による事務、美瑛町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による事務及び同一期間内で特定個人情報の授受を行う行政事務について条例に規定するものでございます。

次に2番目の条例の概要になります。本条例は第1条の趣旨から第5条の施行規程までの全5条から構成されております。第1条は趣旨について規定しております。第2条については本条例で使用する用語の定義を規定しております。第3条については町の責務について規定しております。第4条の個人番号の利用範囲については町が行う行政事務について規定をしております。第5条の施行規程については規則への委任について規定をしております。

議案に戻ります。2頁の附則になります。この条例は、番号法附則第1条第4号にかかげる規定の施行の日から施行する。以下、3頁から5頁までの別表第1及び別表第2の朗読を省略させていただきます。以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。議案第1号に対する総括質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで総括質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております日程第2、議案第1号は総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号は総務文教常任委員会に付託のうえ、閉会中の継続審査とすることと決定をしました。

日程第3 議案第2号 美瑛町個人情報保護条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第3、議案第2号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 議案第2号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は6頁から9頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は資料の2頁から9頁になります。今回の条例改正につきましては、平成25年に制定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴い、町が有している行政手続に活用する個人番号などの特定個人情報と情報提供等の記録は通常の個人情報と比較し、より一層の保護措置を講じるものとされており、目的外利用や提供の制限など、管理する側の保護措置、町民による開示、訂正、利用の停止などの手続について定められていることから、町が制定している個人情報保護条例に反映するよう本条例を改正するものでございます。施行期日は平成27年10月5日からとなります。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。
質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程第3、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町個人情報保護条例の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第4 議案第3号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第4、議案第3号、美瑛町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長（石井典夫君） 議案第3号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は10頁になります。条例の改正要旨及び新旧対照表は資料の10頁から11頁になります。今回の条例改正につきましては、平成25年に制定されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に伴い、平成27年10月から交付される通知カード及び個人の申請により平成28年1月1日から交付される個人番号カードについて初回交付分については無料でございますが、紛失、盗難等による再発行については有料となることから、実費相当額についての手数料を本条例に追加するものです。施行期日は平成27年10月5日からとなります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これより質疑を行います。改正条例全文についての質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

はい、12番佐藤議員。

○12番（佐藤剛敏議員） はい、12番佐藤でございますが、確か平成15年に住基カードが発行されたと思うんですが、それとこれの関係について今後住基カードがどのようになるのか、その辺教えていただければと思います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、山田住民生活課長。

○住民生活課長(山田厚誠君) はい、ただ今の質問につきましては、今現在発行されております住民基本台帳カードの件だと思います。平成15年に発行され、今現在、有効期間10年ということで、10年間については各証明の書類としてカードを使用することが可能となっております。今後、個人番号カードの交付以降につきましても、10年間の有効期間については住民基本台帳カードも証明として使用することが可能となっております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、12番佐藤議員。

○12番(佐藤剛敏議員) これはいわゆるマイナンバーカードだと思うんですけども、今まで持っている住基カードは必要ないという考えでよろしいのでしょうか。今後、使い道もそんなにないのかなと思うんですが、その辺どうでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、山田住民生活課長。

○住民生活課長(山田厚誠君) 今持ってらっしゃる住民基本台帳カードにつきましては、各証明、個人を識別する証明書として免許証、それからパスポート等の代わりになるということで、発行から10年間の間は使用することができます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、石井総務課長。

○総務課長(石井典夫君) すいません。私の方からもちょっと聞かれていることに対してお答えしたいと思います。住基カードを現に持っている方については、それぞれ有効年数があります。今回、この番号法、条例が施行されまして、個人の申請に基づいて新しいカードが発行されます。当然、住基カードの有効期限とこの番号法のカードとダブることになりますけども、一方の住基カードの有効期限までについては、今住民課長が言われたような手続には使えます。そちらの方の有効期限が切れてしまえば、今回の番号法のカードの方でそういったものが使えると。合わせて住基カードは持っていて、こちらの番号カードでそういった申請をすれば、それで交付を受けることも可能ですよと、そういうことになります。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、12番佐藤議員。

○12番(佐藤剛敏議員) はい、佐藤です。その辺の関係は、広報とかに載せるということはあるのでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 7月から7、8、9、そして10月1日号で具体的なカードの発行について掲載する予定です。そして1月の元旦号になりますけども、そこで個人カードの活用についての具体的な事例等を載せてですね、広報で周知する予定を考えております。以上です。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「はい」の声）

2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。このマイナンバー制度ですね、番号法、これに対する国民の不安というのは非常に大きい。実際には情報漏えいが起きている。その原因もまたが分からない。結局は、それが悪意の有る場合と悪意でないうっかりミスから漏れる場合がもちろんございます。しかし、このサイバーとの戦いというのは、もう永遠に続いて行くわけです。さて、この住基カードですね、これは今現在200人にも満たないと利用している方は聞いております。その理由はですね、ネットを利用することによる情報漏えい、これを非常に恐れている。国民は恐れている結果だと思っております。

○議長（濱田洋一議員） 中村議員、ちょっと待ってください。今ですね手数料条例の一部改正の中身ですので、それに係る部分、それを超える部分については、別の所での質問をお願いいたします。

○2番（中村俱和議員） そこで質問です。この運用ですね、試験運用という方法はあるのでしょうか、ないのでしょうか、伺います。

○議長（濱田洋一議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前9時49分）

再開宣告（午前9時49分）

○議長（濱田洋一議員） それでは再開します。

2番中村議員の質疑は議題外のため取消しを求めます。

○2番（中村俱和議員） 取消します。

○議長（濱田洋一議員） 質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより日程第4、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町手数料徴収条例の一

部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第5 議案第4号 平成27年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第6 議案第5号 平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

日程第7 議案第6号 平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算について

○議長（濱田洋一議員） 日程第5、議案第4号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第6、議案第5号、平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第7、議案第6号、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長（石井典夫君） 議案第4号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の11頁から30頁になります。最初に議案条文を朗読し、その後内容の説明をいたします。今回の補正予算の主なものは、地方創生に係る総合戦略としての白金エリア基本構想の策定業務、障害者就労継続支援事業所整備、保育センター改修に向けた基本設計、道営経営体育成総合整備事業の制度改正に伴う予算の組替え、中心市街地ポケットスペース及びサインの整備、観光スポットのライトアップ、青い池環境整備、町民センターボイラーの改修、大雨等による道路補修及び河川改修、東町3・4丁目5号線他道路改修、丘のまちびえいまちづくり基金の積み立てなどの追加でございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出から説明をいたします。議案集の19頁をお開き願います。歳出になります。第2款総務費、第1項総務管理費、第2目一般管理費、補正額85万3千円の追加でございます。まちづくり寄附件数増に伴う贈呈品等の宅配費用の追加でございます。

第5目財産管理費、補正額37万1千円の追加でございます。明治行政区会館の給水管等の工事費の追加でございます。

続きまして第7目地域振興費、補正額612万3千円の追加でございます。まず1点目は、第5次美瑛町まちづくり総合計画策定に係るワークショップ開催費用の追加でございます。こ

れが12万3千円。もう1点が、地方創生に係る総合戦略としての白金エリア基本計画策定事業としての委託費600万円でございます。

第10目災害対策費、補正額はございません。十勝岳望岳台防災施設整備事業の予算調整でございます。工事請負費を254万2千円減額し、委託料として工事管理委託費を追加するものでございます。

第12目諸費、補正額683万9千円の追加でございます。まず1点目、地域情報通信基盤管理運営事業510万円の追加でございます。北電柱の建て替え増に伴う、町が敷設しております光ケーブルの移設費の追加でございます。2点目は、まちづくり寄附でございますが、寄附件数増に伴う贈呈品等の追加173万9千円であります。

21頁、22頁になります。第2項徴税费、第1目税務総務費、補正額17万3千円の追加でございます。固定資産評価事業ということで白金ゴルフ場でございますが、ゴルフ場の用途変更に伴う評価意見書作成業務委託費の追加でございます。

第2目賦課徴収費、補正額13万8千円の追加でございます。税制改正に伴う軽自動車検査情報提供費用の追加でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、補正額270万4千8百円の追加でございます。障害者就労継続支援事業所整備事業としての追加でございます。

第2項児童福祉費、補正額213万9千円の追加でございます。保育センター入園児及び支援センター利用者増に伴う保育センターの施設改修等に係る基本設計の追加でございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、補正額38万9千円の追加です。蜂駆除事業費の追加でございます。当初予定していた件数よりも大幅にスズメバチの駆除件数が増えたということで、それに伴う追加でございます。

第2項清掃費、補正額89万7千円の追加でございます。浄化センターの消化ガス用流量計の修繕に伴う追加でございます。

続きまして23、24頁をお開き願います。第6款農林水産業費、第1項農業費、補正額29万2千円の追加でございます。環境保全型農業直接支払交付金、事業面積の増に伴う交付金の追加でございます。

第2項耕地費、補正額8110万円の追加でございます。(1)の道営事業負担金及び(4)の道営経営体農地集積促進事業補助金、これらについては道営経営体育成総合整備事業の制度改革に伴う予算の組み替えということになります。(2)、(3)については、事業費の調整でございます。

続きまして25頁、26頁になります。第7款商工費、第1項商工費、第3目観光費、補正額3370万円の追加でございます。まず1点目の中心市街地案内サイン整備事業、これは全体事業費を約4000万円程度と見込んでおります。今年度から30年、今後4か年をかけて

計画的に整備をしていくものでございます。今回は1440万円の補正でございます。(2)の観光振興対策ライトアップ事業でございますが、昨年、青い池のライトアップを行いました。今年についても冬の観光振興というようなことで、新たにライトアップの事業を実施するものでございます。1130万円の追加でございます。(3)青い池環境整備事業、これにつきましては青い池の底ですね、浚渫作業を行いたいということで大体3千平方メートル程度を予定しております。1メートル程度浚渫したいということで800万円の追加でございます。

続きまして第6目イベント推進費、補正額30万1千円の追加でございます。圧雪車の修繕でございます。

第2項文化スポーツ振興費、第3目町民センター費、補正額480万6千円の追加でございます。町民センターの本館の方のボイラーの更新でございます。現ボイラーが20年ほど経過しており、冬季間に向けて安全に運転できるよう今回更新するものでございます。

続きまして27頁、28頁になります。第8款土木費、第1項土木管理費、補正額78万円の追加でございます。住環境整備費助成事業申請件数増に伴う追加でございます。

続きまして第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額350万円の追加でございます。大雨等に伴う道路維持修繕でございます。原材料費砂利代の追加でございます。

第3項河川費、補正額2200万円の追加でございます。河川改修事業として三本の河川を予定しております。美馬牛大成川、藤野協生川、ポン堀の沢川を予定しています。

続きまして第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額5037万円の追加でございます。まず1点目、丸山通りポケットスペース整備事業、これにつきましては昨年、取得いたしましたポケットスペースの修景整備の事業でございます。241平方メートルほど整備するものでございます。もう1点は、本通ポケットスペース整備事業でございますが、これにつきましては昨年、町の土地開発基金で取得いたしました土地でございますが、場所については駅前の戀やさんの横になります。227平方メートルほどでございますが、これを827万円で基金から取得するものでございます。(3)、(4)につきましては、道路改良でございます。

続きまして、第5項住宅費でございます。補正額30万円の追加でございます。8月11日の落雷による中町団地のエレベーターの制御盤の破損に係る修繕費の追加でございます。なお、この30万円の4割については、災害共済金で補填されることとなります。

続きまして29頁、30頁になります。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第7目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額447万9千円の追加でございます。丘のまちびえいまちづくり基金の追加でございます。8月28日現在でございます。今回の補正については321件で447万9千円。8月28日までの4月1日からの累計で1925件、トータルで3053万424円ということになっております。

第8目土地開発基金費、補正額2千円の追加でございます。今回、街路事業で基金で取得し

た栄町1丁目の土地について土地開発基金から町が取得するわけですが、それに係る金利相当分でございます。

続きまして、歳入について説明をいたします。15頁へお戻りいただきたいと思っております。歳入になります。第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額4508万9千円の追加でございます。普通交付税の今年度の交付決定額が43億5792万2千円。今回を含めた補正済額が41億7108万9千円。したがって、財源保留額として1億8683万3千円ということになります。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目商工費補助金、補正額1834万8千円の追加でございます。1の中心市街地案内サイン整備以下、2事業を合わせて4587万円、これに係る4割が交付金として補助金で交付されます。1834万8千円ということになります。

第5目土木費補助金、補正額39万円の追加でございます。住環境整備事業の交付金でございます。歳出で補正をお願いいたしました78万円の2分の1になります。

第15款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費補助金、補正額8137万1千円の追加でございます。まず、1の環境保全型農業直接支払交付金、これにつきましては事業面積増に伴う交付金の追加でございます。もう1点は中心経営体農地集積促進事業補助金、歳出で説明したとおり、道営経営体育成総合整備事業制度の変更に伴う歳入の追加でございます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入、補正額510万円の追加でございます。公共建物貸付料、光回線申込件数増に伴う追加でございます。

続きまして第2目利子及び配当金、補正額2千円の追加でございます。本通りポケットスペースの用地購入に伴う土地開発基金の利子の追加でございます。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額447万9千円の追加でございます。まちづくり寄附金321件分でございます。

続きまして第18款繰入金、第1項繰入金、補正額5190万円の追加でございます。まず1点目、公共施設等整備基金繰入金ということで、東町3・4丁目5号線他1路線の道路改良整備に伴う基金の繰り入れでございます。1890万円です。2点目の福祉基金繰入金、障害者就労継続支援事業所の整備に係る財源としての繰入金でございます。2700万円。そして、3番目の丘のまちびえいまちづくり基金繰入金として600万円。これにつきましては、総合戦略でございます白金エリア基本設計の策定業務に係る財源ということでございます。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額1231万2千円の追加でございます。前年度繰越金、繰越額が2億3798万3千円でございます。今回の予算計上済みで全額計上ということになります。

17頁、18頁をお開きいただきたいと思っております。第20款諸収入、第5項雑入、補正額110万9千円の追加でございます。まず、1番目の町有建物災害共済金11万9千円、これに

つきましては中町公住のエレベーターの落雷に伴う共済金でございます。復旧費の4割ということになります。2番目の食料供給基盤強化特別対策事業交付金、制度変更に伴う減額ということになります。37万5千円の減。地域づくり支援金12万2千円の追加でございます。まちづくり総合計画策定に係るワークショップ開催等の費用の支援金でございます。4番目の自治会活動賠償責任保険給付金124万3千円の追加でございます。これにつきましては、前回の行政報告の中で説明をいたしました美馬牛保育所のオイルタンクの灯油漏れ事故に係る保険金の給付でございます。これにつきましては全額給付ということになります。

第21款町債、第1項町債、第4目商工債、補正額2650万円の追加でございます。過疎対策のソフトを充てる予定でございます。中心市街地の案内サインの補助残に対する起債、それから観光振興事業ということでライトアップに係る起債、それから青い池の環境整備に係る財源としての事業債760万円ということになります。

続きまして、第2表地方債補正の説明をいたします。14頁へお戻りいただきたいと思えます。町債の総額に2650万円を追加し、総額を18億4360万円とするものでございます。起債の目的、限度額のみ申し上げます。第2表地方債補正、変更、地方債の目的、過疎対策事業、変更前限度額11億2250万円、変更後限度額11億4900万円、合計変更前限度額18億1710万円、変更後限度額18億4360万円でございます。

12頁及び13頁の第1表歳入歳出予算補正は説明を省略いたします。以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、大西農林課長。

（農林課長 大西 能正君 登壇）

○農林課長（大西能正君） おはようございます。それでは、私の方から議案第5号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は31頁から36頁になります。今回の補正は、歳出では水力発電監視制御装置の故障に伴う修繕費の増額に係るものでございます。歳出では、この修繕に係る費用を基金より繰り入れることによる増額であります。初めに条文を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出より説明を申し上げます。35頁をお開きをください。歳出、第2款発電施設費、第1項施設管理費、第1目発電事業管理費、補正の額840万7千円の増でございます。主な理由は、水力発電監視制御装置の故障に伴う修繕費の増額によるものでございます。

前の頁の歳入へお戻りをください。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金、

補正の額840万7千円の増でございます。主な理由は、修繕費に係る費用を基金より繰り入れることによる増額でございます。

前の頁の第1表歳入歳出予算補正は省略をさせていただきます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 次に、議案第6号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、保田水道整備室長。

（水道整備室長 保田 仁君 登壇）

○水道整備室長（保田 仁君） おはようございます。議案第6号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては37頁、38頁になります。今回の補正は、町道2路線の道路改良工事に伴う配水管布設替工事について追加をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、資本的支出についてご説明申し上げます。次の頁、38頁をご覧ください。資本的支出、支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目配水及び給水設備工事費、補正額360万円の追加。町道2路線、東町4丁目8番線及び東町3・4丁目5号線の道路改良工事に伴い、老朽化した配水管延長120メートルの布設替えに要する工事費でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5069万9千円は、過年度分損益勘定留保資金5069万9千円で補てんするものとする。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第4号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第4号についての質疑を行います。

議案集19頁から22頁まで、初めに平成27年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までの質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「はい」の声）

9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) 9番角和でございます。私は第3款、第1項、第2目、民生費の内、保育所費についてお尋ねをいたします。保育センター改修事業業務委託が計上されております。保育環境が変わり、またニーズも変わっていく中で、よりそれに対応するための策だと認識しております。まず、3点お伺いいたします。増築されるということでございますけれども、どன்று保育園本体そのものの定員増についてはどのようにされるのか。

もう1点、園児1人当たりの保育面積と申しますか、確保すべきとされている面積おありだと思っておりますけれども、これについて現状どのようになっているのか。

それと、増築となりますと1階部分を横に広げるか、2階になるのかという二通り考えられますけれども、現状どのようにお考えであるのかについてお尋ねいたします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 小杉保健福祉課長。

○保健福祉課長(小杉昌敏君) おはようございます。保育センター改修における3点のご質問ということで、1点目の増改築に係る定員増の考えをしているかどうかという点でございますけれども、現在、保育センターの定員につきましては130名定員ということで、平成8年の建設当時は120名定員ということでございましたけれども、2年後の平成10年に10名定員を増員しまして平成10年に130名定員という状況でございます。定員につきましては、今後の児童数の推移等を見るとですね、児童の出生数につきましては大体60前後で継続していくんでないだろうかというような推測をしております、特に子供の数が今後増えていくという状況にはないという部分も勘案した中で、実際の定員数が130名でございますけれども、その2割増しの156名までは受け入れることが事実上できるというような部分もございますので、定員については現在のところ現状の130名のままでと考えてございます。

2点目の園児1人当たりの保育面積ということでございますけれども、年齢によって園児1人当たりの必要な保育面積というのは変わってくるわけでございますけれども、0歳児、1歳児につきましては1人当たり児童につきまして3.3平方メートルの面積が必要ということになっておまして、2歳児から5歳児につきましては1人当たり1.98平方メートルの面積が必要ということになってございます。この面積部分でございますけれども、現状の保育室6室でございますけれども、その部分につきまして子供の1人当たりの面積を割り返すと最大で159名まで受け入れることができるという部分もございます。そういうような状況になってございます。

3点目の増築部分の考え方で、2階部分に広げるのか、敷地内の横部分に広げるのかということでございますけれども、現状の建物自体を構造上等も考慮した中で、現敷地の中で横に広げるという部分の考え方が1番経費上等も考えまして、あと児童の保育上の関係もございませ

て適切なのかなというふうに考えておりますけれども、どういう部分にどのように広げるかという部分につきましては、基本設計の中で現在の敷地の工作物等の関係もありますし、建物の構造上の関係もございますので、そのあたりは経費等を勘案した中で、基本設計の中で検討してくような形になってまいります。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、9番です。ただ今のご答弁の中で増築の関係でございますけれども、2階ではなくて横に広げていくよ、敷地内に広げていくよということでもございました。そうしますと現状ですね、あそこの駐車場ですね向いの公園に駐車スペースを広げて駐車台数確保するようになって改善されてはおりますけれども、まだやや狭いのかなという印象を受けております。そこに横に広げていくことになると、さらに駐車スペースが狭くなる可能性も考えられないわけではないのですけれども、そこに対する対応とお考えについて伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、小杉保健福祉課長。

○保健福祉課長(小杉昌敏君) 増築の場所等でございますけれども、現在、保育所の表側っていいですか、そちらの方に駐車場があるわけでございますけれども、そちら側に増設するというのは現実上ちょっと難しいのかなということでは考えてございます。現在の保育所の駐車場はそのまま活用した中で、他の部分で広げていくというような形になろうかと思っております。現在でも駐車場の広さにつきましては、一部隣の公園の一部敷地をお借りして駐車場に活用しているわけでございますけれども、それでも車の台数が保育所の駐車場の中ではなかなか納まりきらないという状況もございますので、そのあたりにつきましては、また今後に向けてですね駐車場の確保等の部分で内部等でも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。21頁の3款、1項、3目、障害者福祉費の中ですね2700万円あまり計上されておりますが、そのことについて伺います。この障害者就労継続支援事業の建物ですけども、この建物は築40年以上の既存建物を改修するというわけですね。こうした再利用は好ましいと考えておりますが、注意しなければならないことは建物の現状をしっかりと把握することだと思いますね。基礎、土台、柱周りの腐れなどですね、構造的には梁も含まれるかと思えます。そういった現状はきちんと調査されましたか。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、小杉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 建物の現状の把握ということでございますけれども、今回の障害者就労継続支援事業所の部分につきましては、既存施設を活用した中で障害者の就労の場の確保を図るという部分の意味合いで進めてございます。既存の施設の部分につきましては、設計の関係で設計業者の方で基礎部分、あるいは中身の梁等の部分を確認したところ、現状のまままで改修工事が進められるのではないだろうかと、そういう部分の判断の声も聞いておりますので、そのあたりで現状の施設を有効活用した中で、障害者の就労支援の事業所という目的を達成するために最低限必要な部分の改修を行うということで事業内容を予定してございます。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次、議案集23頁から26頁、第6款農林水産業費から第7款商工費までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「はい」の声）

9番、角和議員。

○9番（角和浩幸議員） 9番でございます。私は25、26頁、第7款、第1項、第3目観光費についてお伺いいたします。この内のまず1点目でございますけれども、説明欄（2）のライトアップ事業についてでございます。昨年、青い池のライトアップを実施したところでございます。それを受けて今年は青い池、そして白ひげの滝も増やして事業を進めると伺っております。まずですね、昨年のライトアップ事業の成果及び効果の検証についてお尋ねいたします。

それと合わせて第3、青い池環境整備事業でございますけれども、こちらはですね一般的な環境整備として、環境美化として浚渫を行うのか。あるいは青い池の青さを取り戻す、あるいは維持する、そのための事業なのか、その目的についてお尋ねいたします。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、嵯城経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（嵯城和彦君） （2）の観光振興対策ということでライトアップ事業でございますが、昨年の青い池のライトアップでございますが、1万5千人程度の方が見に来ていただいております。そしてまた昨年ですね、この他にこの事業をやることによって美瑛町の観光が179万人ってということで入っておりますので、冬の観光の事業としても大分青い池のライトアップ事業は効果があったのではないかとというふうに考えてございます。今回につきましては観光協会、また温泉組合等々の要望があって白ひげの滝をライトアップすることによって

冬の観光客が、また美瑛に来て訪れてもらえるような事業としてやっていきたいと考えてございます。

また、青い池の浚渫工事でございますが、一部ですね草、木のですね葉っぱとかですのへドロ化している部分もあります。そういうへドロ化して、また土砂も溜まっている部分ありますので、青い池を掘ることによって青さが出ると。この間ちょっと私、学者の方にお会いして勉強ではないんですがいろいろ教わったんですが、紫外線というのは、水はですね赤は吸収しないで青を吸収すると。深く掘れば掘るほど青い色が出てくるということで、今回、溜まってるへドロ等々を深く掘ることで青い色も取り戻せるではないかということで工事をする事業でございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) 9番角和議員。

○9番(角和浩幸議員) はい、もう一度質問させていただきます。まず、ライトアップの方でございますけれども、私も冬の観光の振興としては非常に役立っている面があるな。そしてまた、拡大していくことによってさらなる振興が図れるのではないかなと思っている立場でございます。そういう立場から申させてもらいますと、ここのライトアップに行く観光客の方の足の確保ですね。車の運転ができない、夏場でも自転車多いですけれども免許の無い方も多くございます。そういう方に対して、一部のペンションでは顧客の方を自分のところで送り迎えして見せていただいているというような例もあると伺っております。そういう意味で足の確保、具体的に言えばシャトルバスなどのそういうような足の確保についてのお考えをまずお伺いいたします。

それと青い池でございます。今ご答弁いただきましたけれども、昨年また今年もボランティアの活動で職員さんはじめ皆さん美化されているというふうに伺っております。ただ、掘ることがそのままイコール青さを取り戻すことに直接つながるのかなという疑問ございました。今ご答弁の中で大丈夫だよということなんですけれども、再度、その部分だけ確認をさせていただきたいと思っております。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、嵯城経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(嵯城和彦君) 1点目のシャトルバスの考えでございますが、今観光協会とですねいろいろと協議した中で、そういう今角和議員が言われたように免許の持っていない方、冬場ですので町場に泊まって足のない方等々がそういう要望があるので、今観光協会と協議した中でシャトルバス等々についてですね今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長（濱田洋一議員） はい、石井総務課長。

○総務課長（石井典夫君） 青い池の浚渫の関係でございますけども、実は昨年、開建さんの方です。青い池はどうして青くなるのかということの調査をしております。三つの3メートル四方の穴を掘りましてですね、一つは1メートル50、一つは2メートル、一つは2メートル50という、そういう穴を掘って、そして状況を夏の間ですけど、春から秋までですけども調査をした経緯があります。その結果について、私どもの方で開建さんの方からも説明をいただいております。結論から申し上げますと、1メートル50は青くならないと。2メートルも2メートル50も青いということですので、今の現状の中、全体で4500平方メートル程度あるというふうに聞いておりますけども、先ほど予算の提案理由の説明の中でも申し上げましたが、3千平方メートル程度を予定していると。その中で、1メートル50以上の深さが確保できるように掘れる限り浚渫していきたいという考え方でございますので、2メートルを確保すれば間違いなく、限りなく良い色になるということは学術的にも結論が出ておりますので、そういうふうにやっていきたいということでございます。

○議長（濱田洋一議員） 他にありませんか。

（「はい」の声）

はい、2番中村議員。

○2番（中村俱和議員） はい、2番中村です。同じく25頁の7款、1項、3目のライトアップ、その2ですね。

○議長（濱田洋一議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時35分）

再開宣告（午前10時35分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

中村議員、続けてください。どうぞ、続けてください。

○2番（中村俱和議員） はい、中村です。26頁の白ひげの滝ライトアップの件ですね。これについて私は、自然に対する人工的なライトアップ、人工的な演出は行うことは生態に影響を与えるのではないかと危惧しております。現にですねライトアップが中止された例もあります。それは、その理由は生態系に影響を与えることと判断したためですが、本計画はこうした視点から、生態系の影響ですね、こうした視点から検討は行いましたか。

（「はい」の声）

○議長（濱田洋一議員） はい、嵯城経済文化振興課長。

○経済文化振興課長（嵯城和彦君） 白ひげの滝のライトアップについてでございますが、生態系に配慮したかっていうお話でございますが、一応ライトをですね今回LEDライトということとやっていきたいというふうに思っております。LEDライトについては、基本的にはあま

り生態系に影響が少ないライトということで行っていることですので、生態系にはあまり影響は無いのかなというふうに考えているところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) 今回の前の項目について質問します。第7款、1項、3目、頁は26頁の中心街市街地サイン整備計画ですね。よろしいですか。このサイン計画は、先日、担当課長さんから伺いましたが、二つの案内版を設けると。一つは駅前の駅舎にある、美瑛駅舎の前にある案内版とほぼ同じもの。幅が2メートル、横が2メートル、縦横が高さが1メートル、これを少し傾けてあるものですね。もう一つがですね、幅が1メートル、高さが4メートル、巨大なものです。奥行は20センチ。これは片面4平方メートルになりますから両面では8平方メートルになりますね。非常に大き過ぎますね。これは景観条例との関係でですね、届け出が必要だというふうになるのではないのでしょうか。どのように考えておるのかお尋ねします。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、鈴木政策調整課長。

○政策調整課長(鈴木貴久君) ただ今のサイン整備計画についてのご質問でございます。景観法に基づく行為の届けにおきましては、市町村で計画を持ってございます景観計画の範囲内でのことございまして、それでいきますと屋外広告物に該当すると思われれます。屋外広告物条例につきましては北海道の条例を適用してございますので、こちらにおきましては国または地方公共団体が設置する場合については、届け出を要しないということになってございます。ただ、うちの景観条例につきましては、景観法に基づく屋外広告物条例の適用範囲については行為を要しませんが、簡易な行為ということで美瑛町独自でその中でうたってございます。その中におきましては、平方メートル数が2平方メートル以上、それから高さが5メートル以上につきましては届け出の対象になるということで、今回の看板サインにつきましては、片面4平方メートル、両面で8平方メートルでございますので、軽易な行為の届け出の対象にはなってございます。ただ、同様な考え方で申し上げますと、国または地方公共団体が上位条例に基づいて設置する場合については適用除外としてございますので、これについては適用は要しないということで考えてございます。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案集は27頁から30頁まで、第8款土木費から第12款諸支出金までについての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「はい」の声)

2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。27頁の8款、4項、1目、この中の活きいきとした暮らしづくりのためにの中の丸山通りポケットスペース事業ですね、これについてお伺いします。こういう公園の設計なんですけども、図面を先日拝見させていただきました。70坪程度のもので、ベンチが二つあって数本の樹木が植わってあります。こういった公園の設計というのは、住宅などの設計に比べて非常に自由度が高い。設計する人の考え方、世界観、感性によって大きく違ってくるのは当然であります。本設計についてですね複数の設計事務所に依頼した、そういった結果なのでしょうか。そこを伺います。

(「はい」の声)

○議長(濱田洋一議員) はい、嵯城経済文化振興課長。

○経済文化振興課長(嵯城和彦君) 丸山通りのポケットスペース整備事業の内容でございますが、今、私ども美瑛町が札幌市立大学とですね文化の連携事業ということでやってございます。その中で、札幌市立大学ですね学校の教授からですねいろいろそういうご助言、また、いろいろそういう中身をですね提案をいただいた中で、整理しながら今回のポケットスペースの青写真を作らせていただきました。以上です。

○議長(濱田洋一議員) はい、他にありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認め、次へ進みます。

次、議案集は15頁から18頁まで、歳入全款についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に議案集は11頁から14頁まで、平成27年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

○議長(濱田洋一議員) 10時55分まで休憩します。

休憩宣告(午前10時42分)

再開宣告(午前10時55分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に引き続いて会議を再開します。

次に、議案第5号についての質疑を行います。議案集は31頁から36頁まで、平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正並びに歳入歳出補

正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号についての質疑を行います。議案集37頁から38頁、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文及び補正予算説明全般についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。

お諮りします。3案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定をしました。

それでは3案件についての討論はありませんか。

(「はい」の声)

はい、2番中村議員。

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。反対です。ここでよろしいですか。

○議長(濱田洋一議員) 中央でいいです。ここですね。

(2番 中村 俱和議員 登壇)

○2番(中村俱和議員) はい、2番中村です。補正予算に反対する理由はいくつかございます。

まず、22頁、3款、1項、3目、障害者就労継続支援事業所の建設ですね。これには基本的には賛成ですけれども調査が不十分であると、私は認識いたします。改造建物である以上、40数年たっておる建物、必ずどこかに欠陥があるはずで、このまま着工するという事は、先のピエール・エールの教訓が生かされないと判断いたしました。

次に2点目、26頁、7款、1項、3目、白ひげの滝ライトアップの件でございます。このように自然に対するライトアップは、生態にさまざまな影響を与えます。夜行生物、昆虫、鳥類、動物にも影響を与えます。自然に対して人工的な演出は、ジオパーク運動の基本に反する行為と考えます。自然は人間だけのものではありません。さらに、町民憲章には自然を愛し云々とありますが、自然をライトアップすることは憲章に反する行為ではないでしょうか。ライトアップは人間のエゴだと思います。

3番目、28頁、8款、4項、1目、ポケットスペースの設置についてであります。丸山通りのポケットスペースの設置であります。私は、設計は先ほど質問しましたが、設計者によってまるきり考え方も感性も違います。設計はコンペ方式によるべきだと考えます。及び積算根

抛がはっきり示されておりません。

4つ目の反対理由、26頁、7款、1項、3目。まずサインの一つ、幅1メートル、高さ4メートル、巨大なものであると考えます。大き過ぎる、まず。これは景観条例の屋外広告物を抑制するという趣旨、これに反するのではないのでしょうか。行政の看板こそ景観条例の手本となるべきです。積算価格もはっきりしておりません。二つの看板で1440万円、これは小さな住宅が建ってしまう建築価格です。以上、この4点の理由に私はこの補正予算に反対いたします。以上です。

○議長（濱田洋一議員） 暫時休憩します。

休憩宣告（午前11時01分）

再開宣告（午前11時02分）

○議長（濱田洋一議員） 再開します。

中村議員、ちょっと待ってください。今の部分について明確に再度皆さんに分かるように表現してください。

○2番（中村俱和議員） 私は、補正予算の第4号に反対いたします。以上です。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に反対討論はありませんか。

ありませんか。

（「なし」の声）

はい、討論なしとします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「はい」の声）

はい、12番佐藤議員。

（12番 佐藤 剛敏議員 登壇）

○12番（佐藤剛敏議員） 私の方は、この議案第4号につきまして賛成討論をしたいと思えます。今回の補正につきましては2億4660万円と。これは町民も待っていることでありますし、観光とかそういった振興にも十分たる速やかな執行をしていただきたいと思う観点から賛成したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） はい、他に討論はありませんか。

（「なし」の声）

はい、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第4号の件を採決します。議案第4号、平成27年度美瑛町一般会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決をされました。

次に日程第6、議案第5号の件を採決します。議案第5号、平成27年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決をされました。

次に日程第7、議案第6号の件を採決します。議案第6号、平成27年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第8 議案第7号 教育委員会委員の任命について

○議長（濱田洋一議員） 日程第8、議案第7号、教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。提出者の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、浜田町長。

(町長 浜田 哲君 登壇)

○町長（浜田 哲君） 議案集39頁、議案第7号の議案について提案理由の説明を私の方から申し上げます。9月30日で任期満了となります二ツ川氏の教育委員会委員の再任について、議会の同意をお願いするものであります。二ツ川氏は、平成15年10月から教育委員会委員として務められ現在3期目であります。今回のお願いを申し上げます任期につきましては4年、平成27年10月1日から平成31年9月30日という任期であります。それでは議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次は、討論であります。省略をしたいと思います。

ご異議はありますか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第7号の件を採決します。議案第7号、教育委員会委員の任命についての件を同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第7号の件は同意をすることに決定しました。

○議長(濱田洋一議員) 日程第9については撤回であります。

日程第10 議案第9号 平成26年度美瑛町水道事業会計未処分利益剰余金の
処分について

○議長(濱田洋一議員) 日程第10、議案第9号、平成26年度美瑛町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、保田水道整備室長。

(水道整備室長 保田 仁君 登壇)

○水道整備室長(保田 仁君) 議案第9号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集につきましては41頁になります。平成26年度美瑛町水道事業会計決算において生じたその他の未処分利益剰余金変動額7億1373万5017円を資本金に移行処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決をお願いするものです。これは地方公営企業法の改正に伴い、改正前まで適用されていたみなし償却制度が廃止されたことにより、国庫補助金等により整備された固定資産の適正な資産計上を行い、水道事業の長期的安定性を確保するための措置でございます。以上、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第9号の件を採決します。議案第9号、平成26年度美瑛町水道

事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第9号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第11 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

日程第12 議案第11号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

日程第13 議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（濱田洋一議員） 日程第11、議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件、日程第12、議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件、日程第13、議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を一括議題とします。これより各議案の提案理由の説明を求めます。まず、議案第10号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井総務課長。

(総務課長 石井 典夫君 登壇)

○総務課長（石井典夫君） 議案第10号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は42頁及び43頁になります。改正に伴う新旧対照表は資料の12頁から14頁になります。構成団体について6団体の脱退と1団体の加入に伴う北海道市町村総合事務規約別表第1の変更並びに共同処理する第1項から第7項までの事務について5団体の脱退と18団体の加入及び共同処理する第9項の事務について6団体の脱退と1団体の加入に伴う同規約別表第2表の変更を要するため、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） はい、課長そのまま。

次に、議案第11号についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、石井課長。

○総務課長（石井典夫君） 議案第11号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は44頁及び45頁になります。改正に伴う新旧対照表は資料の15頁になります。道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が、平成26年度をもって解散により本組合か

ら脱退し、また、西十勝消防組合、北十勝消防組合、東十勝消防事務組合及び南消防事務組合が平成27年度末をもって解散し、新たに十勝広域消防事務組合が総務大臣の許可の日から加入することに伴い本規約の変更を要することから、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第11号の提案理由の説明を終わります。

○議長(濱田洋一議員) はい、石井課長そのまま。

次に、議案第12号についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

石井課長、続けてください。

○総務課長(石井典夫君) はい、議案第12号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は46頁になります。改正に伴う新旧対照表は資料の16頁から17頁になります。議案第11号の規約の変更に基づき本規定について変更を要することから、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長(濱田洋一議員) これで3案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3案件に関連する事項についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する総括質疑を終わります。

次に、議案第10号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次へ進みます。

次に、議案第11号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。次へ進みます。

次に、議案第12号についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

お諮りします。3案件の討論は一括行いたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、3案件の討論は一括行うことに決定をしました。

それでは3案件についての討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第10号から議案第12号までの討論を終わります。

これから日程第11、議案第10号の件を採決します。議案第10号、北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は原案のとおり可決をされました。

次に日程第12、議案第11号の件を採決します。議案第11号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第11号の件は原案のとおり可決をされました。

次に日程第13、議案第12号の件を採決します。議案第12号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、議案第12号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第14 認定第1号 平成26年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第2号 平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第16 認定第3号 平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第17 認定第4号 平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第18 認定第5号 平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

日程第 19 認定第 6 号 平成 26 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 20 認定第 7 号 平成 26 年度美瑛町水道事業会計決算認定について

日程第 21 認定第 8 号 平成 26 年度美瑛町立病院事業会計決算認定について

○議長（濱田洋一議員） 日程第 14、認定第 1 号、平成 26 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定の件、日程第 15、認定第 2 号、平成 26 年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、日程第 16、認定第 3 号、平成 26 年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 17、認定第 4 号、平成 26 年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 18、認定第 5 号、平成 26 年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 19、認定第 6 号、平成 26 年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第 20、認定第 7 号、平成 26 年度美瑛町水道事業会計決算認定についての件及び日程第 21、認定第 8 号、平成 26 年度美瑛町立病院事業会計決算認定についての件を一括議題とします。

まず、認定第 1 号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、石井総務課長。

（総務課長 石井 典夫君 登壇）

○総務課長（石井典夫君） 認定第 1 号の提案理由についてご説明を申し上げます。議案集の 47 頁になります。平成 26 年度の美瑛町一般会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。それでは最初に議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊の平成 26 年度美瑛町各会計決算書と平成 26 年度美瑛町各会計決算に係る行政報告書により決算の内容についてご説明を申し上げます。最初に平成 26 年度美瑛町一般会計歳入歳出決算書により説明をいたします。1 頁になります。歳入歳出決算書の歳入から説明をいたします。歳入合計額のみ読み上げます。3 頁になります。3 頁をお開きください。歳入合計、予算現額 129 億 3545 万円、調定額 128 億 6332 万 9326 円、歳入済額 127 億 1535 万 2399 円、不納欠損額 1466 万 3221 円、収入未済額 1 億 3331 万 3706 円、予算現額と収入済額との比較 2 億 2009 万 7601 円の減でございます。

次に、歳出について説明をいたします。7 頁の合計額のみ申し上げます。7 頁、8 頁をお開きください。歳出合計、予算現額 129 億 3545 万円、支出済額 124 億 4803 万 1614 円、翌年度繰越額 2 億 7677 万 8 千円、不用額 2 億 1064 万 386 円、予算現額と支出済額との比較 4 億 8741 万 8386 円、歳入歳出差引残額でございますが 2 億 6732 万 7

85円。9頁以降の歳入歳出決算事項別明細書と161頁の充用内訳は説明を省略させていただきます。

162頁の実質収支に関する調書になります。162頁になります。実質収支に関する調書は、区分、金額の順に読み上げます。1歳入総額127億1535万2399円、2歳出総額124億4803万1614円、3歳入歳出差引額2億6732万785円、4翌年度へ繰り越すべき財源、(1)継続費逡次繰越額はございません。(2)の繰越明許費繰越額2933万8千円、(3)の事故繰越額についてはございません。合計2933万8千円。5実質収支額でございます。2億3798万2785円の黒字となります。6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額についてはございません。次の頁以降、財産に関する調書は説明を省略させていただきます。

次に別冊の決算に係る行政報告書により説明を致します。行政報告書の1頁をお開きください。平成26年度美瑛町一般会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成26年度における主要な施策とその政策化について報告します。以下、1総括を抜粋のうえ朗読し説明に代えさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で認定第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

○議長(濱田洋一議員) 次に、認定第2号についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉保健福祉課長。

(保健福祉課長 小杉 昌敏君 登壇)

○保健福祉課長(小杉昌敏君) 認定第2号につきましてご説明を申し上げます。議案集の48頁をお開き願います。認定第2号につきましては、平成26年度の美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。初めに議案条文を朗読させていただき、その後、決算書及び決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、別冊の決算書の169頁をお開き願います。歳入歳出決算書の歳入、歳出とも合計額のみ申し上げます。歳入歳出決算書、歳入合計、予算現額389万4千円、調定額1249万8826円、収入済額462万665円、不納欠損額115万4536円、収入未済額672万3625円、予算現額と収入済額との比較72万6665円。

続きまして歳出合計、予算現額389万4千円、支出済額360万3千円、翌年度繰越額ございません。不用額29万1千円、予算現額と支出済額との比較29万1千円、歳入歳出差引残額101万7665円。以下、事項別明細書については省略をさせていただきます。

次に177頁をお開き願います。実質収支に関する調書です。各項目とも区分、金額の順に

申し上げます。実質収支に関する調書、1歳入総額462万665円、2歳出総額360万3千円、3歳入歳出差引額101万7665円、4翌年度へ繰越すべき財源ございません。5実質収支額101万7665円、6実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ございません。

続きまして、別冊の決算に係る行政報告書54頁をお開き願います。平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成26年度美瑛町国民健康保険特別会計の決算について下記のとおり報告します。美瑛町国民健康保険事業は、平成16年度より大雪地区広域連合において業務を行っておりますが、平成15年度以前分の遡及課税、滞納繰越しなどの国民健康保険税は、地方税法に基づいた税であり、その税を課税権のない広域連合に引き継ぐことができないために、国民健康保険特別会計を存続して過年度分税の遡及課税、徴収、還付等の会計処理を行いました。以下、歳入歳出につきましては省略をさせていただきます。以上で認定第2号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 課長そのままです。

次に、認定第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉課長。

○保健福祉課長（小杉昌敏君） 続きまして、認定第3号につきましてご説明を申し上げます。議案集の49頁をお開き願います。認定第3号につきましては、平成26年度の美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。初めに議案条文を朗読させていただき、その後、決算書と決算に係る行政報告書により説明をさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の決算書の178頁をお開き願います。決算書の178頁をお開き願います。歳入歳出決算書の歳入、歳出ともに合計額のみ申し上げます。歳入歳出決算書、歳入合計、予算現額1億2028万3千円、調定額1億2027万3708円、収入済額1億2027万3708円、不納欠損額ございません。収入未済額ございません。予算現額と収入済額との比較9292円の減。

続きまして歳出合計になります。予算現額1億2028万3千円、支出済額1億2025万9950円、翌年度繰越額ございません。不用額2万3050円、予算現額と支出済額との比較2万3050円、歳入歳出差引残額1万3758円。以下、事項別明細書については省略をさせていただきます。

次に184頁をお開き願います。実質収支に関する調書になります。各項目とも区分、金額の順に申し上げます。実質収支に関する調書、1歳入総額1億2027万3708円、2歳出

総額1億2025万9950円、3歳入歳出差引額1万3758円、4翌年度へ繰越すべき財源、計ございません。5実質収支額1万3758円、6実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ございません。下記の財産に関する調書につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の55頁をお開き願います。平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成26年度美瑛町老人保健施設事業特別会計の決算について下記のとおり報告いたします。以下、抜粋により朗読し報告とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で認定第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、認定第4号についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、大西農林課長。

(農林課長 大西 能正君 登壇)

○農林課長（大西能正君） それでは、議案書の50頁をお開きをいただきたいと思います。平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明をさせていただきます。最初に条文を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、各会計決算書及び決算に係る行政報告書によりご説明を申し上げます。それでは、会計決算書の185頁186頁をお開きをください。歳入歳出決算書につきましては合計欄のみ申し上げます。歳入、予算現額3622万2千円、調定額3621万5625円、収入済額3621万5625円、不納欠損額及び収入未済額は0円でございます。予算現額と収入済額との比較6375円の減でございます。

続きまして歳出でございます。予算現額3622万2千円、支出済額3621万5625円、翌年度繰越額0円、不用額6375円、予算現額と支出済額との比較6375円の増でございます。歳入歳出差引残額0円でございます。次頁以降の事項別明細書につきましては省略をさせていただきます。

次に、191頁をお開きをいただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。1歳入総額3621万5625円、2歳出総額3621万5625円、3歳入歳出差引額0円、4翌年度へ繰越すべき財源及び5の実質収支額は0円でございます。及び6の実質収支額うちの地方自治法233条の2の規定による基金繰入額も0円でございます。財産に関する調書については省略をさせていただきます。

次に、別冊決算に係る行政報告書56頁をお開きをください。平成26年度美瑛町水力発電

事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成26年度美瑛町水力発電事業特別会計の決算について下記のとおり報告をいたします。美瑛町水力発電事業は、白金ダムに係る管理費の軽減を目的に発電所の安全運行を図るため、法で定められたダム水路主任技術者及び電気主任技術者を配置し、専門技術者による電気機械設備の点検整備の管理委託を行いました。平成26年度の決算では、歳入においては当初予算に対し発電事業収入が前年度比874万2千円の増、繰入金で前年度比108万7千円の減などにより107万2千円、率にして4.9%の増となり、歳入、歳出それぞれ総額3621万6千円となりました。以下、歳入、歳出につきましては省略をさせていただきます。以上で、認定第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） 午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時53分）

再開宣告（午後1時00分）

○議長（濱田洋一議員） 休憩前に続いて会議を再開します。

次に、認定第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、保田水道整備室長。

（水道整備室長 保田 仁君 登壇）

○水道整備室長（保田 仁君） 認定第5号の提案についてご説明を申し上げます。議案集の51頁をお開き願います。平成26年度の白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、平成26年度各会計決算書及び平成26年度決算に関する行政報告書に基づいてご説明をいたします。決算書の192頁をお開き願います。歳入歳出の決算です。歳入、歳出とも合計欄のみをもってご説明申し上げます。歳入、予算現額2319万3千円、調定額2327万6535円、収入済額2327万6535円、予算現額と収入済額との比較8万3535円。

歳出、予算現額2319万3千円、支出済額2271万3842円、不用額47万9158円、予算現額と支出済額との比較47万9158円、歳入歳出差引残額56万2693円。以下、事項別明細書は省略をいたします。

次に、200頁をお開き願います。実質収支に関する調書の説明を、区分、金額の順にご説明申し上げます。1歳入総額2327万6535円、2歳出総額2271万3842円、3歳入歳出差引額56万2693円、4翌年度へ繰越すべき財源ございません。5実質収支額56万2693円、6実質収支額のうち、地方自治法233条の2の規定による基金繰入金額はございません。財産に関する調書は省略いたします。

次に、別冊の行政報告書の57頁をお開き願います。平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成26年度美瑛町白金泉源事業特別会計の決算について下記のとおり報告をいたします。以下、朗読により報告とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) 室長そのまま。

次に、認定第6号についての提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、続けてください。保田室長。

○水道整備室長(保田 仁君) はい、認定第6号の提案理由についてご説明申し上げます。議案集は52頁をお開き願います。平成26年度の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の202頁をお開き願います。歳入歳出決算です。歳入、歳出とも合計額のみをもってご説明を申し上げます。歳入、予算現額4億1022万9千円、調定額4億1919万8312円、収入済額4億1336万2008円、不納欠損額25万5422円、収入未済額558万882円、予算現額と収入済額との比較313万3008円です。

次の頁をお開き願います。204頁になります。歳出、予算現額4億1022万9千円、支出済額4億645万1449円、翌年度繰越額ございません。不用額377万7551円、予算現額と支出済額との比較377万7551円、歳入歳出差引残額691万559円。以下、事項別明細書及び充用内訳については説明を省略させていただきます。

次に、215頁をお開き願います。実質収支に関する調書の説明を、区分、金額の順にご説明申し上げます。1歳入総額4億1336万2008円、2歳出総額4億645万1449円、3歳入歳出差引額691万559円、4翌年度へ繰越すべき財源ございません。5実質収支額691万559円、6実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額ございません。財産に関する調書は省略させていただきます。

次に、別冊の行政報告書58頁をお開き願います。平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計決算に係る行政報告、地方自治法第233条第5項の規定により、平成26年度美瑛町公共下水道事業特別会計の決算について下記のとおり報告致します。以下、朗読により報告とさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） はい、室長そのまま。

次に、認定第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

保田水道整備室長。

○水道整備室長（保田 仁君） 認定第7号の提案についてご説明を申し上げます。議案集は53頁をお開き願います。平成26年度の水道事業会計決算の認定をお願いするものです。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、決算書の216頁をお開き願います。水道事業決算の報告の収益的収入と支出について報告いたします。平成26年度美瑛町水道事業決算報告書、収入、支出とも水道事業収益、水道事業費用のみをもってご説明を申し上げます。収入、第1款水道事業収益、当初予算額10億6664万8千円、補正予算額1186万5千円の減、合計10億5478万3千円、決算額11億3413万3669円、予算額に比べ決算額の増減7935万669円。

支出、第1款水道事業費用、当初予算10億7510万8千円、補正予算額1229万9千円の減、合計10億6280万9千円、決算額11億3394万1981円、不用額7113万2981円の決算額超過。（注）です。収益的支出のうち決算額が予算額を超過したのは、現金支出を伴わないその他の特別損失の増による棚卸資産購入限度額の執行に伴う仮払消費税及び地方消費税は5万8700円である。

次の頁をお開き願います。次に、資本的収入及び支出についてご報告いたします。収入、支出とも資本的収入及び資本的支出のみをもってご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算3889万6千円、補正予算額211万1千円、合計4100万7千円、決算額4106万4768円、予算額に比べ決算額の増減5万7768円。

続きまして支出、第1款資本的支出、当初予算1億1191万5千円、補正予算額817万5千円、合計1億2009万円、決算額1億1910万3411円、不用額98万6589円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7803万8643円は、当年度消費税資本的収支調整額369万1148円、過年度分損益勘定留保資金7434万7495円で補填。以下、財務諸表及び決算付属書類等は省略させていただきます。

次に、別冊の行政報告書の60頁をお開き願います。平成26年度美瑛町水道事業会計決算に係る行政報告、公営企業法第30条第6項の規定により、平成26年度美瑛町水道事業会計の決算について下記のとおり報告いたします。以下、朗読し報告とさせていただきます。

（決算に係る行政報告書の朗読を省略する）

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） 次に、認定第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、平間町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 平間 克哉君 登壇)

○**町立病院事務局長（平間克哉君）** それでは、認定第8号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集につきましては54頁になります。認定第8号につきましては、平成26年度美瑛町立病院事業会計決算の認定をお願いするものであります。以下、朗読をもってご説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、決算書の238頁をお開き願います。平成26年度美瑛町立病院事業決算報告書でございます。1収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益、病院事業費用の総額のみをご説明申し上げます。収入、第1款病院事業収益、当初予算額13億3134万円、補正予算額6006万6千円の減、予算額合計12億7127万4千円、決算額11億7211万3345円、予算額に比べ決算額の増減9916万655円の減。

次に支出でございます。第1款病院事業費用、当初予算額13億3134万円、補正予算額6006万6千円の減、予算額合計12億7127万4千円、決算額12億2677万5216円、不用額4449万8784円でございます。

次に、239頁をお開き願います。2資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出につきましても、資本的収入、資本的支出の総額のみをご説明申し上げます。収入、第1款資本的収入、当初予算額2760万円、補正予算額180万円の減、予算額合計2580万円、決算額2580万円、予算額に比べ決算の増減0円でございます。

次に支出でございます。第1款資本的支出、当初予算額1億3575万6千円、補正予算額100万5千円の減、予算額合計1億3475万1千円、決算額1億3474万3519円、不用額7481円、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億894万3519円は、当年度消費税資本的収支調整額193万4693円、過年度分損益勘定留保資金1億700万8826円で補填いたしました。以下、財務諸表、決算付属書類等につきましては説明を省略させていただきます。

次に、別冊の決算に係る行政報告書の62頁をお開き願います。平成26年度美瑛町立病院事業会計決算に係る行政報告、公営企業法第30条第6項の規定により、平成26年度美瑛町立病院事業会計の決算について下記のとおり報告します。総括事項につきましては4行目までを省略させていただき、5行目の医師確保対策ではの行から朗読をし報告をさせていただきます。

(決算に係る行政報告書の朗読を省略する)

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） 次に、監査委員の審査意見を求めます。

（「はい」の声）

有富代表監査委員。

（代表監査委員 有富 武君 登壇）

○代表監査委員（有富 武君） それでは、監査委員から平成26年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況と決算の審査意見及び平成26年度美瑛町企業会計決算の審査意見を申し上げます。別冊の意見書をお開きいただきたいというふうに思います。開いて左側、初めに平成26年度美瑛町一般会計、特別会計、基金運用状況等決算審査の意見を申し上げます。審査の対象については、第1号、平成26年度美瑛町一般会計歳入歳出決算から、第8号、地方自治法施行令第166条第2項の規定による調書であります。審査の期間は、平成27年8月3日から8月7日までの実質4日間、監査委員室で実施をいたしました。審査の方法については、ご覧いただきたいというふうに思います。審査の結果についてですが、審査に附された各会計の決算書、決算附属書類、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに関係諸帳簿は関係法令に準拠して調整されており、また、歳計現金等の残高は指定金融機関の現金保管状況内訳書の最終分と合致しており、計数的には正確なことを確認し、総括的には予算の執行、財務に関する事務の処理は適正であることを認めます。

次に、各会計ごとの決算の意見についてですが、開いていただきまして1頁、初めに一般会計について申し上げます。詳細については、1頁から6頁上段までに記載のとおりでありますのでご覧いただきたいと思います。総体的には、6頁、下から9行目。歳出については、経常収支比率が80%前半で推移し、公債比率も年々減少し安定した財政運営の中、町政が執行されているが、今後も地域基盤整備等の事業が計画されていることから引き続き効率的かつ効果的な予算執行に努め、町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう計画的に事業を推進し、町民福祉の向上に寄与されるよう努めていただきたい。また、本町においても超高齢化社会がさらに進み、扶助費などの義務的経費がさらに増加し、厳しい財政状況は続くものと想定されることから、選択と集中の観点から予算の適正配分を図るなど、行財政改革の取り組みを継続し、将来にわたって安定した財政運営が行えるよう努力願いたいと思います。

次に、特別会計及び各基金の運用状況ですが、7頁から10頁まで詳細について記載しておりますので、各会計のことについては省略をさせていただきたいというふうに思います。

次に、平成26年度の企業会計決算審査の意見を申し上げます。審査の対象は、平成26年度美瑛町水道事業会計及び26年度の美瑛町立病院事業会計であります。審査の期間は、27年7月8日に美瑛町水道事業会計を監査室で、7月9日に美瑛町立病院事業会計を町立病院会議室及び監査委員室で、それぞれ1日間を実施をしております。審査の結果についてですが、その内容を検討した結果、計数は正確であり、証拠書類及び関係帳簿も整備されていることを

認めます。両会計の部分についてはですね、今回、企業会計の内容が、決算のやり方ですか、会計状況が変わったということで、非常に大きく前年からいくとですね数字が上下をしております。ですが、内容的にはあまり心配されたことはないのかなというふうに思います。

美瑛町水道事業会計についての意見を申し上げます。詳細については、1頁から4頁の中段までに記載のとおりであります。5頁をお開きいただきたいというふうに思います。総括意見として、4頁ですね。平成26年度の水道事業会計については、純損失で355万8千円を計上されておりますけれども、先ほど言いましたとおりですね、会計制度の見直しによる引当金の計上等が増加をしてですね計上された損失だというふうに考えておりますので、あまり心配したことはないのかなというふうに思います。2行空いてですね、今後については、計画的な施設更新が求められる中、経営環境については水道事業の根幹となる水の需要が住民の節水意識の高揚、節水型社会への移行などにより、給水収益の減少や少子高齢化の影響による給水人口の減少など、水道事業の経営は厳しさを増していくことが予想されます。引き続き経費の節減に努力され、良質な水の安定供給と効率的な事業運営、住民サービス向上に努められるよう一層望むものでございます。

次に、町立病院事業会計について意見を申し上げます。詳細については、5頁から8頁までの中に記載をしてありますのでご覧をいただければというふうに思いますが、9頁、総体の意見として、病院経営を取り巻く医療情勢は依然として厳しい状況にある中、事業費用の縮減に努めるなど経営健全化に向けての努力は認めるところでございますが、今後においても収益面で患者数の変動や医療報酬の改定など、外部環境による変化が医業収益を左右する状況にあり、また、病院経営についても大きな影響を及ぼすことが考えられます。また、費用面においても老朽化による施設や医療機器等の修繕の増、消費税率のさらなる引き上げが想定され、収支両面にわたり厳しい経営状況が予想されるところであります。このことから、病院経営に当たっては引き続き的確な現状分析を行い、現在導入を進めている複合型病棟による診療体制を生かしながら、将来に渡って町民の医療ニーズに応えられるよう病院の安定経営に努められていることを期待するものです。意見書で読み上げを省略したところについては、後ほどご高覧願いたいと思います。監査委員からの審査意見については以上であります。

○議長（濱田洋一議員） これから総括質疑を行います。認定第1号から認定第8号までについての関連する事項の総括質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで認定第1号から認定第8号についての関連事項の総括質疑を終わります。

次に、認定第1号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第1号の総括質疑を終わります。

次に、認定第2号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで認定第2号の総括質疑を終わります。

次に、認定第3号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで認定第3号の総括質疑を終わります。

次に、認定第4号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで認定第5号の総括質疑を終わります。

次に、認定第6号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで認定第6号の総括質疑を終わります。

次に、認定第7号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで認定第7号の質疑を終わります。

次に、認定第8号についての総括質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで認定第8号の質疑を終了します。

お諮りします。ただ今一括議題となっております、日程第14、認定第1号から日程第21、認定第8号までの8案件の審議においては、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成をす

る平成27年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置し、閉会中の付託審査としたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただ今一括議題となっております8案件の審議については、議長及び監査委員を除く12名の委員で構成をする平成27年度美瑛町議会決算審査特別委員会を設置し、閉会中の付託審査とすることと決定をしました。

休憩中に決算審査特別委員会を開催して正副委員長の互選を行います。

しばらく休憩をしたいと思います。

休憩宣告(午後1時37分)

再開宣告(午後1時54分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

休憩中に平成27年度美瑛町議会決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果がまいりました。報告をしたいと思います。

決算審査特別委員会の委員長、6番沢尻健議員、副委員長、5番佐藤晴観議員、以上であります。

日程第22 報告第1号 債権の放棄について

○議長(濱田洋一議員) 日程第22、報告第1号、債権の放棄についての件を議題とします。本件についての説明を求めます。

(「はい」の声)

はい、古本税務課長。

(税務課長 古本 彰君 登壇)

○税務課長(古本 彰君) 報告第1号、債権の放棄につきましてご説明いたします。議案集は55頁になります。今回の報告につきましては、平成23年4月1日に施行されました美瑛町の債権管理に関する条例により債権を適正に管理してまいりましたが、同条例第5条に基づき債権の放棄をいたしましたので、同条例第6条の規定により議会に報告するものでございます。以下、朗読をもちまして報告といたします。

(議案の朗読を省略する)

以上で報告第1号を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

○議長(濱田洋一議員) 午後2時15分まで休憩をしたいと思います。

休憩宣告(午後1時57分)

再開宣告(午後2時15分)

○議長(濱田洋一議員) 休憩前に続いて会議を再開します。

日程第23 発議第1号 美瑛町議会会議規則の一部改正について

○議長(濱田洋一議員) 日程第23、発議第1号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

1番福原輝美子議員。

(1番 福原 輝美子議員 登壇)

○1番(福原輝美子議員) 朗読をもって提案いたします。

(議案の朗読を省略する)

以上です。

○議長(濱田洋一議員) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会会議規則の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

はい、挙手全員であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第24 発議第2号 美瑛町議会傍聴規則の一部改正について

○議長（濱田洋一議員） 日程第24、発議第2号、美瑛町議会傍聴規則の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

1番福原輝美子議員。

（1番 福原 輝美子議員 登壇）

○1番（福原輝美子議員） 朗読をもって提案いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上です。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、発議第2号の件を採決します。発議第2号、美瑛町議会傍聴規則の一部改正についての件を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

はい、挙手多数であります。したがって、発議第2号の件は原案のとおり可決をされました。

日程第25 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（濱田洋一議員） 日程第25、選挙第1号、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いますが、ご異議はありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定をしました。

お諮りをします。指名の方法については、議長が指名をすることにしたいと思いますが、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

はい、異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員及び補充員は、議長が指名をすることと決定をしました。

初めに選挙管理委員の指名を行います。選挙管理委員には、美瑛町字夕張、山岸巖さん。美瑛町栄町1丁目8番22号、西出由美子さん。美瑛町栄町4丁目6番24号、平田稔明さん。美瑛町字明治第1、白田安弘さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名をしました美瑛町字夕張、山岸巖さん。美瑛町栄町1丁目8番22号、西出由美子さん。美瑛町栄町4丁目6番24号、平田稔明さん。美瑛町字明治第1、白田安弘さん。以上の方が選挙管理委員に当選をされました。

次に、選挙管理委員補充員の指名を行います。選挙管理委員補充員には、第1順位、美瑛町西町4丁目3番18号、飯田博志さん。第2順位、美瑛町中町4丁目5番21号、稲辺睦美さん。第3順位、美瑛町中町1丁目3番34号、矢野博幸さん。第4順位、美瑛町本町3丁目2番21号、坂上安司さん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただ今、議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、ただ今の指名のとおり、第1順位、美瑛町西町4丁目3番18号、飯田博志さん。第2順位、美瑛町中町4丁目5番21号、稲辺睦美さん。第3順位、美瑛町中町1丁目3番34号、矢野博幸さん。第4順位、美瑛町本町3丁目2番21号、坂上安司さん。以上の方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選をされました。

日程第26 意見書案第9号 林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書について

○議長(濱田洋一議員) 日程第26、意見書案第9号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

4番、八木幹男議員。

(4番 八木 幹男議員 登壇)

○4番（八木幹男議員） 意見書につきまして、朗読をもって提案に代えさせていただきます。
よろしく願いをいたします。

（意見書案の朗読を省略する）

審議の方よろしく願いをいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、意見書案第9号の件を採決します。意見書案第9号、林業、木材産業の成長産業化に向けた施策の充実、強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

はい、挙手全員であります。したがって、意見書案第9号の件は決議することに決定をし、決議書を関係機関へ送付することとします。

日程第27 意見書案第10号 地方財政の充実、強化を求める意見書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第27、意見書案第10号、地方財政の充実、強化を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

はい、12番佐藤剛敏議員。

（12番 佐藤 剛敏議員 登壇）

○12番（佐藤剛敏議員） 朗読をもちまして意見書といたします。

（意見書案の朗読を省略する）

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第10号の件を採決します。意見書案第10号、地方財政の充実、強化を求める意見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、意見書案第10号の件は決議することと決定をして決議書を関係機関へ送付をすることとします。

日程第28 意見書案第11号 道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

○議長（濱田洋一議員） 日程第28、意見書案第11号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

(「はい」の声)

7番、野村祐司議員。

(7番 野村 祐司議員 登壇)

○7番（野村祐司議員） 7番野村でございます。提案理由を申し上げます。

(意見書案の朗読を省略する)

以上、ご賛同賜りたくご提案を申し上げます。

○議長（濱田洋一議員） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、意見書案第11号の件を採決します。意見書案第11号、道教委新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意

見書についての件を決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員であります。したがって、意見書案第11号の件は決議することと決定をして決議書を関係機関へ送付をすることにします。

日程第29 議員の派遣について

○議長（濱田洋一議員） 日程第29、議員の派遣についての件を議題とします。本件について、地方自治法第100条第13項及び美瑛町議会会議規則第127条の規定によって、別紙のとおり議員の派遣をしたいと思いをします。

お諮りします。本議会は、別紙のとおり議員の派遣をすることとし、ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員の派遣をすることに決定をいたしました。なお、派遣場所等に変更が生じた場合には議長において承認をしたいと思いをします。ご了承ください。

日程第30 所管事務調査の申し出について

○議長（濱田洋一議員） 日程第30、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長角和浩幸議員、産業経済常任委員会委員長佐藤晴観議員、議会運営委員会委員長福原輝美子議員から、所管事務調査を行うため閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりあります。

お諮りします。本件については、各委員長からの申し出のとおり承認をしたいと思いをします。

ご異議はありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長の申し出のとおり承認をすることと決定をいたしました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合、議長において承認をしたいと思いをします。ご了承を願います。

閉会宣告

○議長（濱田洋一議員） これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。平成27年第7回美瑛町議会定例会を閉会します。

閉会挨拶

○議長（濱田洋一議員） 順調なご審議をいただきました。お礼を申し上げたいと思います。明日ですね、センチュリーライドと、明日と明後日イベントです。どうぞまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。町長とですね副町長が自転車に乗って走るということでもあります。応援の方もひとつ改めてお願いを申し上げるところでございます。なお、ちょっと残念なお知らせでございますが、美沢のですね我々の議会の先輩であります石橋勇吉さん、今日残念ながらご逝去されたというところでお知らせだけ、後程詳しいお知らせは議員の方へまわるかと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

午後2時41分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成27年12月10日

美瑛町議会 議長 濱田 洋一

議員 野村 祐司

議員 杉山 勝雄